

業務委託仕様書

1 委託業務名 みえのイクボス増殖事業業務委託

2 目的

男性の育児参画の推進等のためには、男性の個人の意識の変化と併せて、企業等における管理職等が部下の仕事と家庭の両立を応援し、自らも両立を実践する上司＝イクボスとなることが重要である。一方で、県内事業所や、その従業員に対する調査結果では、イクボスの認知度は高いとは言えない。また、育児や介護等での休暇を取得しやすい風土であると感じていない割合も高く、イクボスの推進によりそうした風土づくりも進める必要がある。

そのため、イクボスに対する正しい認識や実践に対する適切な助言等ができる人材を養成し、養成した人材を通じてイクボス同盟加盟企業・団体における取組の更なる進展、未加盟企業・団体への働きかけを行うとともに、企業等の事例を通じイクボスの普及拡大を目的とし実施する。

3 委託業務の概要

(1) 委託業務の実施期間 契約の日から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで

(2) 委託業務の主な内容

イクボスの普及拡大が可能な人材を養成する「イクボス伝道師養成講座」の実施や取組事例等の発表会を実施し、イクボスの普及・拡大につなげる。

4 委託業務の内容

(1) イクボス伝道師養成講座の実施

イクボスの普及拡大を図る人材（イクボス伝道師）を養成する講座への参加者の募集、資料作成、講座の運営を行う。

- ・養成する人材：県内企業等に対し、イクボスに関する知識や実践に関する助言等を行うことができ、地域においてイクボス普及拡大の中心となる人材。
養成後は、「イクボス伝道師」として自主的に活動いただき、県ホームページ等において「イクボス伝道師」として掲載するなどPRすることを想定している。

- ・講座内容：(ア) イクボスの基礎知識、企業への働きかけの方法等、企業等に対しイクボスの普及拡大を行うために必要な内容（以下、「養成講座」）

(イ) 受講者が企業等へ働きかけを行った後のフォローアップ
（以下、「フォローアップ講座」）

- ・養成人数：40 名程度

- ・開催時期：(ア) 平成 30 年 9 月 28 日（金）まで (イ) 平成 31 年 1 月～2 月
実施回数は、講座の目的達成に必要な回数を確保すること。

- ・開催場所：受講者の利便性を考慮した場所とする（駐車場の有無など）

① 講座内容の企画・資料の作成

- ・受講者がイクボスの普及拡大に向け活動可能な知識、実践的な技術を得られる内容で、座学にワークショップを加えるなど分かりやすく実践的なものとする。
- ・講師については平成 30 年 4 月 27 日（金）までに提案し、県と協議し決定すること。
- ・資料は、以下の内容をふまえ、原案を講座実施の 30 日前までに作成し、講師、県との協議のうえ確定すること

養成講座：「イクボスとは何か」「具体的な取組」等のイクボスの基礎、企業への働きかけのノウハウ等をまとめた「講座用資料」に加え、イクボス伝道師が企業への働きかけの際に使用することを想定したイクボスの基礎等について記載した「配布用資料」

フォローアップ講座：働きかけの事例や課題等を共有できる内容の資料

- ・養成講座受講後に修了証を発行すること。修了証の案は講座実施の 15 日前までに業務受託者が作成し、県と協議のうえ決定すること。
- ・受講者が養成講座とフォローアップ講座の間に、企業等への働きかけを行うことを講座内で求めること。

② 受講者の募集・広報・受付

業務受託者は受講者の募集、広報及び受付を行う。

- ・受講者の募集にあたっては下記を含む要件を定め、チラシに明記すること。
 - (1) 伝道師として自主的、継続的にイクボスの普及拡大を行う意欲のある者
 - (2) 「みえのイクボス同盟」の取組に協力する意思のある者
 - (3) 伝道師の活動において知り得た個人情報について適切に取り扱うこと
- ・企業等に対しイクボスの普及拡大に向け働きかけていただくため、企業等にアプローチする機会の多い中小企業診断士、社会保険労務士、企業コンサルタント等を中心に幅広く呼びかけ、受講者の確保に努めるとともに、受講者の活動地域が偏らないよう努めること。
- ・業務受託者は受講者のとりまとめを行い、随時県に報告すること。
- ・受講者との連絡調整は受託事業者が行うこと。

③ 参加者募集チラシの作成・発送

業務受託者は講座の受講者を募集するチラシの作成及び発送を行う。

- ・チラシ仕様：A 4 版両面・フルカラー・2,000 部
- ・チラシの内容・発送先については平成 30 年 5 月 11 日（金）までに原案を業務受託者が作成の上、県と協議し決定する。
- ・チラシには問い合わせ先として業務受託者の連絡先を記載すること

④ 養成講座の運営

業務受託者は講座の会場確保、講座内容の調整、実施当日の運営等を行う。

- ・会場は養成予定人数が収容でき、講座内容に応じグループワーク等を実施することも可能な広さの施設とすること。
- ・講座で使用する備品（プロジェクター等）については、県、講師と協議のうえ必要な

ものを業務受託者が準備すること。

- ・講座の実施にあたっては、毎回アンケートを行うこと。アンケートの内容については、県と協議し決定すること。

⑤ 受講者の企業等への働きかけに対するサポート

受講者は養成講座終了後、フォローアップ講座の実施までに、企業経営者、人事担当者等に対する働きかけや「みえのイクボス同盟」への加盟など、企業等に対しイクボスの取組について働きかけを行うものとし、受託事業者は働きかける企業選定等についてサポートする。

- ・受講者が働きかける企業等は 120 社程度を目標とする。

(2) 事例発表会の開催

(1) における伝道師の働きかけによる企業での取組状況等について、事例発表会を開催する。

- ・開催時期：平成 30 年 2 月から 3 月中旬を想定
- ・開催場所：100 名程度を収容できる施設
- ・実施内容：イクボス伝道師や働きかけを受けた企業等による取組事例の発表を含む、イクボスの普及拡大に資するもの。
- ・参加定員：100 名程度

① 事例発表会の企画

- ・イクボスに関する講演会を併せて実施するなど、イクボスの普及拡大に向け効果的な内容とすることとし、平成 30 年 11 月 30 日（金）までに原案を業務受託者が提案のうえ、県と協議して決定すること。
- ・発表事例については、イクボス伝道師やイクボスの推進に取り組む企業等から 4 事例程度を、事例発表会開催の 60 日前までに業務受託者が提案し、県と協議して決定すること。

② 参加者募集チラシの作成・配布

業務受託者は事例発表会への参加者を募集するチラシの作成及び発送を行う。

- ・チラシ仕様：A 4 版両面・フルカラー・2,000 部
- ・チラシの内容については原案を業務受託者が事例発表会実施の 60 日前までに作成の上、県と協議し決定する。
- ・チラシには問い合わせ先として業務受託者の連絡先を記載すること。
- ・作成したチラシを県の指定する宛先（1,500 程度）に発送する。
- ・送付文、送付用封筒の印刷及び宛名ラベルの作成は業務受託者が行う。
なお、宛名データは県より提供する。
- ・送付文の原案は業務受託者が作成し、県と協議のうえ決定する。
- ・送付文には問い合わせ先として、業務受託者の連絡先を記載すること。

③ 参加者の募集・広報・受付

業務受託者は参加者の募集、広報及び受付を行う。

- ・業務受託者は参加予定者のとりまとめを行い、随時県に報告すること。
- ・申込人数が参加定員の8割以上となるよう努めること。
- ・参加者との連絡調整は受託事業者が行うこと。

④ 事例発表会の運営

業務受託者は会場確保、発表者等との調整、実施当日の運営等を行う。

- ・会場は参加予定人数（100名程度）が収容できる会場とすること。
- ・演題等を記載した看板、垂れ幕、パネル等を作成すること。設置個所、数量については、会場決定後、受託事業者が提案すること。
- ・備品（プロジェクター等）については、県、講師と協議のうえ業務受託者が準備すること。
- ・配布資料、投影資料については、事例発表者、県と協議のうえ、業務受託者が作成すること。
- ・必要に応じ、駐車場案内、歩行者の安全確保を行うこと。詳細な実施運営体制については、業務受託者が提案し、県と協議のうえ決定すること。
- ・イベント等傷害保険契約の締結を行うこと。

⑤ 参加者アンケートの実施・とりまとめ

業務受託者は参加者アンケートを実施し、取りまとめを行う。

- ・アンケート内容については、イクボスへの理解度が深まったかを確認する内容を含むものとし、業務受託者が提案し、県と協議のうえ決定する。
- ・アンケートの取りまとめ結果については、開催後14日以内に電子データにより県に報告すること。

（３）事例集の作成

（１）で養成した伝道師の活動や、伝道師が働きかけた企業等における事例に関する事例集を1,000部作成する。

- ・イクボスについて企業等への普及啓発に使用することを想定し、下記の内容を含むものとする。

（ア）イクボスとは、イクボスに取り組むメリット、イクボスに関するデータ等イクボスに関する基礎的情報

（イ）企業等における取組事例4事例程度

- ・原案を事例発表会の60日前までに業務受託者が提案し、県と協議のうえ確定するものとする。

（４）業務報告書の作成

- ・（１）～（３）の各事業の実施内容、アンケート結果等のとりまとめ結果等について報告書を作成すること。
- ・報告書のレイアウトは業務委託者が提案し、県と協議のうえ決定する。

- ・報告書は Word2016 及び Excel2016 に対応可能なバージョンで作成し、電子データ及び紙資料（3 部）を提出すること。

（５）その他

- ・事業を進めるにあたり、県雇用経済部、環境生活部等が実施する趣旨等が関連する事業について、連携を図ることができ、相互の取組効果が高まると考えられる場合は、連携の方法等について県と協議すること。
- ・事業の進捗管理を適切に行い、事業の遅延が生じないように努めること。

5 委託業務のスケジュール及び成果品の納期

	項目	成果物等	納期（スケジュール）
イクボス伝道師養成講座の実施	講師選定		【原案】4月27日
	受講者の募集	チラシ2,000部	【原案】 平成30年5月11日（金） 【県への納品】 平成30年5月31日（水） 【発送完了】 平成30年6月6日（水）
		受講者名簿	講座実施の3日前（土日祝除く）
	資料の作成	講座用資料 配布用資料 フォローアップ 講座資料	【原案】講座実施の30日前 【確定】 講座実施の3日前（土日祝除く）
	講座の実施		【養成講座実施】 平成30年9月28日（金）まで 【フォローアップ講座実施】 平成31年1月～2月
	アンケート	集計結果	講座実施から14日以内
事例発表会の開催	企画		【原案】 平成30年11月30日（金）
	参加者の募集	チラシ2,000部	【原案】開催日の60日前 【県への納品】 開催日の45日前 【発送完了】開催日の40日前
		参加者名簿	実施の3日前（土日祝除く）
	資料の作成	会場配布資料 会場投影資料	実施の3日前（土日祝除く）
	事例発表会の実施		平成31年2月から3月中旬
	アンケート	集計結果	発表会実施から14日以内
事例集の作成		事例集1,000部	【原案】 事例発表会実施の60日前 【納品】 平成31年3月15日（木）
事業報告書		報告書 電子データ 紙3部	事例発表会開催後30日以内 または 平成31年3月15日（金） のうち早い期日

6 成果品

- ① イクボス伝道師養成講座チラシ 2,000 部
- ② 事例発表会チラシ 2,000 部
- ③ 事例集 1,000 部
- ④ ①～③にかかるデジタルデータ（PDF 及び AI データ）
- ⑤ イクボス伝道師養成講座 講座用資料 デジタルデータ（Word または Excel）
- ⑥ イクボス伝道師養成講座 配布用資料（PDF 及び AI データ）
- ⑦ 事例発表会資料 デジタルデータ（Word または Excel または Power point）
- ⑧ 業務報告書 3 部
- ⑨ ⑤にかかるデジタルデータ（Word ファイル）

（１）校正 各成果品の作成にあたっては適宜校正を行うこととし、事前に原案提出期限を県と協議のうえ決定する。

（２）履行場所 三重県健康福祉部子ども・家庭局 少子化対策課（津市広明町１３番地）他

7 契約方法に関する事項

（１）契約条項は、三重県健康福祉部 子ども・家庭局 少子化対策課において示す。

（２）契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

（３）契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 108 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

（４）契約は、三重県 健康福祉部 子ども・家庭局 少子化対策課において行う。

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

9 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

10 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

13 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ・ 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。また、著作権を譲渡した著作物に関して、受託者は著作人格権を行使しないこととする。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・ 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と三重県が協議のうえ、決定することとする。

14 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県健康福祉部 子ども・家庭局 少子化対策課 担当：青木・川端

Tel：059-224-2304 FAX：059-224-2270 E-mail：shoshika@pref.mie.jp